

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について

1 目的

性的指向(※1)や性自認に(※2)係る性的少数者(※3)の困難や生きづらさの軽減に繋がるよう、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設する。

※1 性的指向…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかを示す概念

※2 性自認…自分の性別をどのように認識しているのか等を示す概念

※3 性的少数者…性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。

2 概要

一方または双方が性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

証明書等の交付により、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が互いに人生のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせるように、市として応援するとともに、この制度を通じて市民の皆さんに多様性への理解を深めていただくことを期待しています。

3 対象

◆ パートナーシップ

届出をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 成人に達していること
- 2 和光市に住所があること
または、3か月以内に和光市に転入を予定していること
- 3 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう)ではないこと(養子縁組をしている場合を除く。)
- 4 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと
- 5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

◆ ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子どもや親等を家族として届け出ることができます。

4 届出の方法

届出書に必要書類を添えて市長へ提出します。

※ 必要書類は、①住民票の写し ②戸籍全部事項証明など

※ 市は、本人確認を行います。

※ 通称を併記することができます。

5 交付する書類

届出書類を確認後、「届出受理証明書」及び「届出受理証明カード」に届出書の写しを添えて交付します。

6 受理証明書等の再交付

紛失等により受理証明書等の再交付を希望する場合は、申請書を市長へ提出することにより、再交付します。

7 届出内容の変更

届出の内容に変更が生じた場合は、変更届を市長に提出します。

8 受理証明書等の返還

パートナーシップの解消などが生じた時は、受理証明書等を市長に返還します。

9 届出の無効

届出の内容に虚偽があったときなどに該当する届出は、無効とします。

10 周知

市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めます。

11 導入時期

令和5年1月10日予定

和光市

パートナーシップ・

ファミリーシップ

制度(案)



和光市男女共同参画推進係わこうさん

和光市では、性別にとらわれず、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、令和5年1月10日から「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

一方または双方が性的少数者(※1)であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向(※2)や性自認(※3)に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減に繋がり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できます。

対象となる方

◆ パートナーシップ

- ① 成人に達していること
- ② 和光市に住所があること

または、3か月以内に和光市に転入を予定していること

- ③ 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう)ではないこと(養子縁組を除く。)
- ④ 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと
- ⑤ 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

◆ ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子どもや親等を家族として届け出ることができる。

※1 性的少数者…性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみではない者をいう。

※2 性的指向…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかを示す概念

※3 性自認…自分の性別をどのように認識しているのか等を示す概念

手続き方法

- ① 届出を希望する日の一週間前までに届出日時を予約
- ② パートナーシップ・ファミリーシップの届出
※ 予約した日時に、届出をする二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を必要書類と併せて市へ提出する。
- ③ 届出書類の審査・受理証明書等の交付
※ 市は、提出書類を基に、要件が満たされているか確認し、「受理証明書」及び「受理証明カード」を交付する。

届出に必要なもの

- ① 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※ ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し
- ③ 婚姻をしていないことが確認できる書類
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または独身証明書（本籍地市町村から取得）
※ ファミリーシップの届出を行う場合は、子ども等を含めた写し
- ④ 本人確認書類

※詳しくは、
市ホームページを
ご覧ください。

QRコード

市民・事業者のみなさまへ

本制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を通じて市民・事業者のみなさまのご理解・ご協力を得ながら、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指していきます。

受けられるメリットは、民間サービスの例として、生命保険の受け取り、携帯電話会社の家族割引などがあります。

なお、この制度を利用する方の性の在り方（性的指向や性自認等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

お問合せ（予約先・来庁時の窓口）

和光市 総務人権課 庶務・人権担当（和光市役所3階）

TEL: 048 - 424 - 9094 E-mail: a0400@city.wako.lg.jp

〈受付時間〉

祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで